

船舶事故等調査報告書

平成22年12月16日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第80号	
事故等名	乗揚	
発生日時	平成22年5月21日 17時30分ごろ	
発生場所	愛媛県松山市 伊予神浦港北防波堤灯台から真方位218°880m付近（概位 北緯33°56.6′ 東経132°36.0′）	
事故等調査の経過	平成22年5月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 天竜丸、1.9トン EH3-23435（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	船首船底部に破口、プロペラ及びプロペラシャフトに曲損	
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、船首約0.4m、船尾約1.6mの喫水で、松山市中島東方沖を約11ノットの対地速力で東進中、平成22年5月21日17時30分ごろ、中島南端に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 霧、風向 南西、風力 2、視程 約20m以下 海象：潮汐 下げ潮の中央期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、視界制限状態の中島東方沖を東進中、GPSプロッターを適切に使用して船位を確認していなかったことから、中島に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、視界制限状態の中島東方沖を東進中、船長がGPSプロッターを適切に使用して船位を確認していなかったため、中島に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	